

【解説3】すりつけ区間の特例

地形上の制約により、すりつけ区間の勾配が8%を超える場合は、勾配8%の自走限界長である6～7mを採用した。ただし、車いす使用者の自走が困難なため、以下のような工夫をすることが望ましい。

- ①すり付け長6～7m毎に平坦区間を設ける。
- ②手すりを設置する。

2-5-3 ロータリー等における留意事項

駅前広場のロータリー等で、車いす使用者が車両に乗降するなどのために、歩車道間を行き来する必要がある場合は、適宜、切り下げ部やスロープ部を設けるものとする。